

令和2年第4回市議会定例会（12月） 総務常任委員会先決議案審査報告

令和2年11月30日
委員長 佐々木 慶治

総務常任委員会の審査の経過と概要、及び結果についてご報告申し上げます。

本日、先決を要する案件として、当常任委員会に審査付託になりましたのは、専決処分報告1件、条例改正3件、補正予算1件の、計5件であります。

初めに、報告第18号一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入10款地方交付税であります。

これは、歳出各款に係る財源として、普通交付税を775万4千円増額することについて、10月16日付けで専決処分したものであり、緊急やむを得ないものと認め、報告のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第169号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、及び議案第170号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案の2件ありますが、これは、一般職の期末手当の支給割合について、秋田県人事委員会の勧告に準じ、0.05カ月分引き下げる改定を行い、またこれに伴い、特別職の期末手当の支給割合も0.05ヶ月分引き下げるため、条例の一部を改正し、本年12月1日に施行しようとするものであります。

次に、議案第171号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは、会計年度任用職員の給与改定の時期について、年度途中は行わず、翌年4月1日から適用させるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

会計年度任用職員の期末手当については、一般職の給与条例の規定を準用することになっておりますが、この条例改正により、本年12月1日ではなく、来年4月1日から、準用の効力が発生することとなります。

これら3件の条例の一部改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第187号一般会計補正予算（第18号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入10款、15款、歳出2款であります。

歳入10款地方交付税では、歳出各款に係る一般財源分として、普通交付税351万6千円を増額、15款県支出金では、石脇地区で試験運行を開始する、乗り逢い交通事業に対する県補助金を増額しようとするものであります。

歳出2款総務費では、地域包括支援センターが鶴舞会館へ移転することに伴う、ネットワーク構築業務委託料の追加と、歳入で触れました、石脇地区の乗り逢い交通事業試験運行に対する補助金を措置しようとするものであります。

本補正予算は、いずれも、早期の執行が必要であることから、本日議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、まとめの際に、委員より「試験運行の結果が、本格運行の実施に繋がるということであり、利用実績が上がるように、市からも事業の周知等を働きかけていただきたい」との声があったことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。